原判決を破棄する。

被告人を罰金八千円に処する。

右罰金を完納することができないときは、金五百円を一日に換算した期間被告人を労役場に留置する。

原審の訴訟費用は全部被告人の負担とする。

理由

本件控訴の趣意は、被告人作成の控訴趣意書に記載のとおりであるから、これを 引用する。

控訴趣意第一について

論言は、要するに、原判決は、被告人が酒気を帯び呼気一リットルにつきのよりでラム以上のアルンを身体に保有する状態で普通乗用自動車を運転を運転できる状態でで普通乗用自動車を運転を運転を関係を開てたるの事実を認定して、では、大力を引きるに、の気が、大力を通法をできるに、の場合では、大力を通法をできるに、の場合では、大力を運転を通法をできるに、では、大力を運転をできるに、では、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をでは、大力をできる。というのは、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を表し、大力を

しかしながら、行政上の目的のためになされた右呼気の採取、検査の結果、法定の限度以上のアルコール保有度が検知されたときは、たまたまそれまでなされてきた運転行為が、酒気帯び運転であることをおのずから判明させ、あるいは酒酔い運転であることをおのずから判明させるおそれのあることが多分にあり、しかも、呼気検査にあたる交通警察官が同時に司法警察職員でもあることを合わせ考えると、右行政上の目的に出た呼気の採取、検査の結果の如何によつては、間接に刑事上、警察官に犯罪を発覚させ、あるいは犯罪発覚の端緒を与えること、換言すれば、義務的に呼気の採取、検査に応じた者が自ら自己の犯罪を申告し、あるいはその犯罪発覚の端緒を与えるにひとしいことになるおそれのあることは否定し得ないところである。

ところで、自己負罪拒否権について規定した憲法三八条一項は、何人も自己が刑事上の責任を問われるおそれのある事項について供述を強要されないことを保障したものと解すべきところ(最高裁判所大法廷昭和三二年二月二〇日判決刑集一一巻二号八〇二頁、同大法廷昭和三七年五月二六日判決刑集一六巻五号四九六頁参照)、前記呼気の採取、検査に関する各規定は、自動車の運転者にそのような供述そのものを求めるものでないばかりでなく、事後の交通の危険防止を目的とする行

政措置を講ずるために設けられたものとして直接には自己の犯罪事実を申告し、あるいはその犯罪発覚の端緒を求めているものではないけれども、前記の如く間接に は自己の犯罪事実を申告し、あるいは犯罪発覚の端緒を与えるにひとしいことにな るおそれがある以上、右各規定が、右憲法の条項の趣旨に違反しないと断定するに

は慎重な考慮を要するところである。 〈要旨〉そこで、さらにこの点について審究するに、思うに、直接には行政上の目 的に出た呼気の採取、検査の結果〈/要旨〉が、間接には酒気帯び運転の事実を申告 あるいは酒酔い運転の発覚の端緒を与えるおそれのある場合において、自己負 罪拒否権の保障をとのような呼気の採取、検査にまで及ぼすべきか、どうかは、結局、呼気の採取、検査をすることによつて保護する公共の利益と自己負罪拒否権と の均衡を考慮のうえ判断されるべきものと解するのが相当である。元来、道路にお ける車両の運転は、公共の施設である道路を高速で走行するのを常とするものであ るため、時には同じ道路を通行する人車に対し重大な危害を及ぼし道路交通におけ る公共の危険を発生させる等の高度の危険を伴う行為であるから、道路交通法が車 両の運転者に一定の運転資格を要求するとともに、無資格、酒気帯び、酒酔い運転など危険を発生させるおそれのある運転行為をしてはならない義務を負担させてい ることは当然のことである。したがつて、警察官が、車両に乗車し、又は乗車しよ うとしている者のそれまでの運転状況あるいは身体状況などの客観的状況から、 の者が酒気を帯びて運転するおそれがあると合理的な疑を持つたときは、警察官を してその酒気帯びの程度を確認し、その程度に応じて前記のような適宜の応急的な 行政措置をとらしめることは、万一酒気帯び運転を放任することによつて生ずるであろう人の生命、身体、財産に対する重大な危害及び道路交通における公共の危険の発生を未然に防止するために是非とも必要なことであり、人の生命、身体、財産を保護し、公共の安全と秩序の維持に当る警察の責務からいつても、又公共の福祉 からいつても、当然許されなければならないところである。しかも、当該運転行為 を中止させるか否かは緊急を要し、猶予を許さないものであり、かつ、酒気帯びの 程度の確認方法としては呼気検査のほかに適当な方法がないのに対し、運転者側の 負担は単に風船を吹いてふくらますという簡単な動作を求められるにすぎないのである。以上のような呼気検査の重要性、緊急性等を考えると、いやしくも車両を運転する者としては、警察官が酒気帯び運転のおそれについて合理的な疑を持つた場合には、道路交通における危険防止の必要上、応急的な行政上の措置を講ずるに関 して実施する呼気の採取、検査を受忍し、これに応ずべき義務を負担して然るべき これを拒否した場合罰則による制裁を受けてもまたやむを得ないものとい うべきであり、これによつて前記の如く間接には自己負罪拒否権の範囲が幾分か制 限されることになつても、その程度の制限は公共の福祉によるやむを得ない制限で あつて、車両を運転する者の右の特権に内在する制約として是認されなければなら ろといわなければならない。

うすると、道路交通法六七条二項、同法施行令二六条の二に所論のような違憲 のかどはなく、右各規定に基づく呼気検査の結果は有効であつて、たまたまこの結果を本件酒気帯び運転の刑事事件における犯罪事実立証の証拠資料としても、何ら さしつかえないものといわなければならない。原判決が被告人の違憲の主張を排斥 する理由として説示するところは、措辞甚だ簡略に過ぎ、当裁判所の前記説示と若 干異なるところはあるが、右違憲の主張を排斥した結論は相当である。結局、論旨 は理由がない。
控訴趣意第二について

論旨は、要するに、飲酒検知管は、被告人が警察官に対し呼気の採取を拒否した のに、説得されたため、やむなくこれに応じ、風船に呼気を吹き込んだ結果、測定 されたものであつて、被告人のかしなき承諾のもとに呼気を採取し検査されたもの でないから、証拠能力はないというのであつて、その主張するところは、結局右証拠能力のない検知管を事実認定の証拠とした原判決は訴訟手続に法令違反があると

いうもののようである。 しかしながら、原審証人A、同Bの証言によれば、警察官である同人らは、被告 人運転の車両とC運転の車両との接触事故につき、両名から事情を聴取しているうちに、被告人が酒気を帯びており、かつ、さらに車両を運転しようとしているもの であることが認められたので、被告人の呼気を検査しようとしたところ、当初被告 人がこれに応じなかつたので、説明したところ、承諾して検査に応じ の呼気を風船に吹き込ませることにより採取してアルコールの保有度を検査したこ とが認められるから、たとえ被告人の承諾が検査を拒否すれば処罰されることをお

それた結果なされたものであるとしても、検知管の証拠能力には間然するところが ない。原判決には所論のような違法はないから、論旨は理由がない。

控訴趣意第三の一について

論旨は、原裁判所は、検察官申請の飲酒検知管を被告人の不同意の意見にかかわ らず、証拠物として採用し取調をしたが、右検知管は検査物体であつて証拠物その ものではなく、被告人の同意か、又は検知に当つた警察官の証言があつたのち、初 めて証拠能力が付与されるものであるのに、被告人の同意がないのに直ちにこれを証拠として採用し証拠調をしたのは、訴訟手続に法令違反があるというのである。 しかしながら、前記説示のところがら明らかな如く、本件飲酒検知管は、道路に

おける交通の危険防止という行政上の目的からなされた呼気検査のために使用され たものであり、また検知管はその存在及びアルコールの着色度が証拠資料とされる ものであるから、本件の証拠としては、証拠物として取扱われるのが相当であり、 かつ、被告人は、原審第二回公判における検察官の証拠請求に対し、右検知管につ いては「科学的根拠に乏しいものである」旨の意見を述べ、裁判官の質問に対し「検知管の封印の部分の指印は、そんなところに指印を押した記憶があるので、私のものだと思う。」旨供述していて、右検知管は被告人の呼気を検査したものであることが思うなる。

ることが明らかであるから、原裁判所が被告人の同意なくしてこれを証拠として採 用し証拠調をしたのは正当であつて、所論のような訴訟手続に法令違反はない。論 旨は理由がない。

控訴趣意第三の二について

論旨は、原裁判所は、検察官請求の飲酒検知の比色表を被告人の意見も聴かず 同意不要の証拠物として採用し証拠調をしたが、右比色表は、本件において警察官 が被告人の呼気を検査するに際し使用したものでなく、出所不明の類似品に過ぎ 、これを証拠とするには被告人の同意を要するものであるにかかわらず、これを 証拠として採用し証拠調をしたのは、訴訟手続に法令違反がある、ということであ

よつて記録を調査するに、原審第三回公判調書(昭和四七年六月六日)によれ ば、同公判において検察官請求にかかる飲酒検知管比色表(紙箱一個、未使用飲酒 検知管一本添付)の証拠調がなされており、その証拠調の決定をなすについて被告 人の意見の記載がないことが認められ、原審第四回公判調書(同年六月二二日)に よれば、被告人の補佐人は、右比色表は被告人の意見を聴かないで採用されたこと を前置きし、右比色表は本件呼気検査に使用されたものではなく、証拠物でもない から証拠能力がないことを理由として、その証拠調に対し異議の申立をしたが、理 由なきものとして棄却されたことが認められる。そして領置にかかる比色表(昭和 四七年押第六八号の二)は本件呼気検査に際し使用されたものとは認められない が、右領置物件及び検察官の捜査関係事項照会に対するD株式会社の回答書によれ ば、両者は同会社が同一規格のもとに作成した同一色合の全く相似のものであることがうかがわれ、また比色表は飲酒検知管の着色度をはかるいわば物指しとして使用されるものであるから、本件比色表自体は、本来、本件の証拠物ではなく単なる 参考資料に過ぎぬものと解すべきであり、したがつて特段の異議が述べられぬ限り 法廷に顕出して取調べ得るものであり、そのような取調をした場合にはむしろ証拠 物に準ずるものとして取扱われるのが相当と考えられる。ところで、本件において は、前記原審第三回公判調書によれば、被告人側の意見を聴かなかつたのか、ある いは意見を聴かれて述べなかつたのか、そのいずれとも調書上判然としないけれど も、被告人の補佐人が第四回公判において、被告人が第三回公判における証拠調の 決定に際し述べるべきであつたと思われる意見を異議申立の理由として述べ、原裁 判所は右異議申立を理由なきものとして棄却しているから、かりに右証拠調の決定 に際し被告人側の意見を聴かなかつた違法があつたとしても、右違法はこの時点に おいて治癒されたものと解するのを相当とするのみならず、また証拠物について は、その成立、出所等に疑がなければ、被告人又は弁護人の同意がなくとも証拠調を施行し、これを証拠として採用するに妨げがなく、しかも、原判決は比色表を証拠として挙示していない(比色表はアルコール保有度をはかるいわば物指しとして使用されるようである。 使用されるものであるから、強いて証拠調をする必要はなく、これを証拠として挙 示しなかつたとしても所論のような証拠不十分を招くものではない。)のであるか ら、以上いずれの点からみても、比色表の取調が判決に影響を及ぼすものというこ とはできない。結局、原審の訴訟手続には所論のような判決に影響を及ぼすべき法 令違反はないから、論旨は理由がない。 控訴趣意第三の三について

論旨は、本件訴因は、アルコールの保有程度について「呼気ーリットルにつき〇・二五ミリグラム以上のアルコールを身体に保有する……」と記載され、犯罪場所について、被告人が信号待ちしていた「西宮市a町b番c号先国道d号線e交差点付近道路上」と記載し、いずれも訴因として不特定で、本来公訴棄却されるべきであるのに、原審がこれを黙認して審理し、しかも右訴因として記載された事実を犯罪事実として判示したのは、訴訟手続に法令違反があるというのである。

しかし、所論の訴因には不特定というべきものがなく、原審が右訴因記載の事実 を認定したことについては、なんら所論のような訴訟手続に法令違反のかどはない から、論旨は理由がない。

控訴趣意第四について

論旨は、要するに、被告人の飲酒量及び時間の経過等からしてアルコールの保有度は呼気ーリットルにつき〇・二五ミリグラム未満であると考えられるのに、原審が検知管の濃度を鑑定せず、また被告人に飲酒させてそのアルコール保有度の鑑定を求めた被告人の鑑定請求を却下して有罪事実を認定した原判決は審理不尽の違法があるというのである。

しかし、原審証人A、同Bの各証言、司法巡査作成の鑑識カード、検察官の捜査関係事項照会に対するD株式会社作成の回答書によれば、警察官がした被告人の呼気の採取、酒気帯び程度の検査方法には別段の落度はなく、化学判定の方法としてを用した北川式飲酒検知管及び比色表は正確性を有するものであることが認まりである、警察官がそのアルコールの保有度を呼気ーリットルにつき〇・二五ミリのるから、警察官がそのアルコールの保有度を呼気ーリットルにつき〇・二五ミリのラム以上と判定したのは十分信用することができる。飲酒検知管の着色度は日でのよりに伴つて変色することの多いことは裁判所に顕著な事実であり、したがつて経過に伴つて変色することの多いことは裁判所に顕著な事実であり、したがのできない。をすることによる鑑定申請を却下したことをもつて審理不尽の違法のかどはないから、論旨は理由がない。原判決には所論のような審理不尽の違法のかどはないから、論旨は理的ない。

控訴趣意第五について

よつて、刑事訴訟法三九七条一項、三八一条により原判決を破棄し、同法四〇〇条但書に従い、さらに判決することとし、原判決の認定した事実にその掲記の各法条を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 田中勇雄 裁判官 尾鼻輝次 裁判官 小河巌)